

令和7年9月5日提出

令和7年9月那須塩原市議会
定例会議議案

那須塩原市

令和7年9月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
同意第6号	人権擁護委員の候補者の推薦について	市民生活部
議案第50号	那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務部
議案第51号	那須塩原市税条例の一部改正について	総務部
議案第52号	那須塩原市体育施設条例等の一部改正について	教育部
議案第53号	那須塩原市市営温泉事業条例の一部改正について	産業観光部
議案第54号	那須塩原市上、中塩原温泉管理事業条例の一部改正について	産業観光部
議案第55号	那須塩原市営住宅条例の一部改正について	建設部
議案第56号	那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について	上下水道部
議案第57号	那須塩原市下水道条例の一部改正について	上下水道部
議案第58号	那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総務部
議案第59号	那須塩原市ホースガーデン条例の廃止について	教育部
議案第60号	令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）	総務部
議案第61号	令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	保健福祉部
議案第62号	令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	保健福祉部
議案第63号	令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）	保健福祉部
議案第64号	令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）	産業観光部
議案第65号	令和7年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）	環境戦略部
議案第66号	令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）	上下水道部
議案第67号	令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）	上下水道部
議案第68号	財産の取得について	総務部
議案第69号	令和6年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	上下水道部
議案第70号	令和6年度那須塩原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	上下水道部
認定第1号	令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について	総務部
認定第2号	令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第3号	令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第4号	令和6年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第5号	令和6年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業観光部
認定第6号	令和6年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について	環境戦略部
認定第7号	令和6年度那須塩原市水道事業会計決算認定について	上下水道部
認定第8号	令和6年度那須塩原市下水道事業会計決算認定について	上下水道部
報告第22号	専決処分の報告について〔契約の変更〕	教育部
報告第23号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	産業観光部
報告第24号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第25号	使用料減免不承認処分に関する審査請求の却下について	総務部
報告第26号	使用料減免不承認処分に関する審査請求の却下について	総務部
報告第27号	令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について	総務部
報告第28号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	教育部

報告第29号 報告第30号	放棄した私債権の報告について〔令和6年度那須塩原市一般会計〕 放棄した私債権等の報告について〔令和6年度那須塩原市水道事業会計〕	総務部 上下水道部
------------------	---	--------------

同意 第6号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住所

氏名 松本 利寿

生年月日

議案 第50号

那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年那須塩原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「職員が、市規則の定めるところにより、その」を削り、「含む。」の次に「第15条及び第15条の3第1項第3号を除き、以下」を加え、「第8条の3第1項から第3項まで」を「次条第1項から第3項まで」に改め、「までにおいて同じ。）」の次に「のある職員が、当該子」を、「除き」の次に「、市規則の定めるところにより」を加え、同項第1号中「子のある職員」を「子」に改め、同項第2号中「子のある職員であって、市規則で定めるもの」を「子」に改める。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、那須塩原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第39号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第21条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、休暇等条例第6条第4項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第21条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合にあって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合にあって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号

に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第23条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の那

須塩原市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案 第51号

那須塩原市税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市税条例の一部を改正する条例

那須塩原市税条例（平成17年那須塩原市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額

が８５万円以下であるものに限る。）」に係るものを除く。）」を加える。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第７３条中「規則で」を「市長が」に改める。

第９１条第４項中「それぞれ規則で定めるところによる」を「市長が定める」に改める。

附則第１６条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１６条の２の２ 令和８年４月１日以後に第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第９２条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第９２条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の０．２グ

ラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第73条及び第91条第4項の改正規定 公布の日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の那須塩原市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条に規定する施行の日（ただし書の施行の日を除く。以下「第1条施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、第1条施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の那須塩原市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、第1条施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、第1条施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に

課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、那須塩原市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 那須塩原市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案 第52号

那須塩原市体育施設条例等の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市体育施設条例等の一部を改正する条例
(那須塩原市体育施設条例の一部改正)

第1条 那須塩原市体育施設条例（平成17年那須塩原市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

第3条第1項の許可を受けた者は、別表第3から別表第5までに定める額の使用料を納付しなければならない。

第8条第2項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 使用料を納付する前に利用しないこととなった場合であっても、当該使用料相当額を納付しなければならない。ただし、第11条ただし書に該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引くものとする。

第10条及び第11条第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第15条 市長は、使用料を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により使用料を指定管理者の収入として収受させる場合における

当該料金（以下「利用料金」という。）の額は、別表第3から別表第5までに定める額に100分の50を乗じて得た額から別表第3から別表第5までに定める額に100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定め、又は変更したときは、その利用料金の額を掲示その他利用者が確認できる方法により周知しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における利用料金に関する規定の適用については、第8条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「別表第3から別表第5までに定める額の使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項及び第10条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条の見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第4号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

別表第2 那須塩原市青木サッカー場の項中「

体育館	午前8時30分から午後9時30分まで	12月29日から翌年1月3日まで
グラウンドA・B	午前8時30分から午後9時30分まで	
グラウンドC	午前8時30分から午後9時30分まで	

」を「

体育館	午前8時30分から午後9時30分まで	12月29日から翌年1月3日まで
グラウンドA・B	午前8時30分から午後9時30分まで	

グラウンドC	午前8時30分から午後9時30分まで
管理棟	午前8時30分から午後9時30分まで

」に改める。

別表第5に次のように加える。

那須塩原市青木サッカー場管理棟	会議室	300	600
-----------------	-----	-----	-----

(那須塩原市塩原B&G海洋センター条例の一部改正)

第2条 那須塩原市塩原B&G海洋センター条例（平成17年那須塩原市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とする。

第12条中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改め、「前条の」を削り、同条を第10条とする。

第8条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

3 使用料を納付する前に利用しないこととなった場合であっても、当該使用料相当額を納付しなければならない。ただし、第11条ただし書に該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引くものとする。

第7条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第5条 市長は、使用料を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により使用料を指定管理者の収入として収受させる場合における当該料金（以下「利用料金」という。）の額は、別表第2に定める額に100分の50を乗じて得た額から同表に定める額に100分の150を乗じて得た

額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定め、又は変更したときは、その利用料金の額を掲示その他利用者が確認できる方法により周知しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における利用料金に関する規定の適用については、第9条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「別表第2に定める使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項及び第10条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条の見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第4号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

別表第2中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

(那須塩原市都市公園条例の一部改正)

第3条 那須塩原市都市公園条例（平成17年那須塩原市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「掲げる」を「定める」に改め、同条に次の1項を加える。

3 使用料を納付する前に利用しないこととなった場合であって、次条第2項後段に該当するときは、未納の使用料の額から同項後段の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いた使用料を納付しなければならない。

第33条第4項中「及び」の次に「第3項並びに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第53号

那須塩原市市営温泉事業条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市市営温泉事業条例の一部を改正する条例

那須塩原市市営温泉事業条例（平成17年那須塩原市条例第176号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第5条」に、「第5条」を「第6条」に、「第19条」を「第20条」に、「違反処分（第20条・第21条）」を「監督処分（第21条・第22条）」に、「第22条」を「第23条」に改める。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条を削る。

第5条第2項中「受付ける」を「受け付ける」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「、1口」を「1口」に、「、5口」を「5口」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（市営温泉事業運営委員会）

第3条 市営温泉事業の運営を適正に行うため、市営温泉事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ市が所有する温泉の管理及び運営に関する重要な次の事項について調査し、又は審議してその意見を答申するものとする。この場

合において、学問的及び技術的事項については、栃木県に調査協力を依頼することができる。

(1) 温泉供給許可の適否に関する事項

(2) 温泉利用者の条例違反の有無に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 委員会は、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第7条第1項を次のように改める。

市長は、温泉の給湯許可をするに当たっては、委員会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

第7条第2項中「給湯の」を「の給湯」に改める。

第8条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「温泉の使用」を「市長は、温泉の給湯」に改め、「者」の次に「（以下「温泉使用者」という。）」を加え、「に至った」を「と認める」に改め、「市長は」を削り、同条第1号中「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「場合」を「とき。」に改める。

第9条中「譲渡」を「譲渡し、」に改め、同条ただし書中「継承」を「承継」に、「この」を「、この」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

市長は、第2条の給湯区域の各源泉（温泉の湧出する箇所をいう。以下同じ。）に係る温泉総湧出量を給湯許可済みのときは、第7条第2項の給湯許可はしないものとする。

第10条第3項中「給湯制限」を「規定により給湯を制限し、」に改める。

第11条中「及び」を「又は」に改める。

第12条の見出しを「（温泉の使用開始等の届出）」に改め、同条第3号中「変更、移設又は増設し、若しくは」を「変更し、移設し、増設し、又は」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 温泉使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により2か月分を隔月に徴収する。この場合において、温泉使用者は、納入通知のあった月の末日までに納入しなければならない。

第22条中「別に」を削り、同条を第23条とする。

第21条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1号中「譲渡若しくは譲与したる」を「譲渡し、又は譲与した」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 第12条の規定による届出をせず、又は第13条第3項の承認を受けないで、給湯装置を新設し、変更し、増設し、又は撤去した者

第21条第5号中「、著しく本条に違反し」を削り、「著しく害」を「著しい支障」に改め、第5章中同条を第22条とする。

第20条中「温泉の使用者」を「温泉使用者」に、「温泉の給湯」を「、温泉の給湯」に改め、同条第2号中「この条例に規定した」を「第12条の規定による」に改め、同条第3号中「に定める事項」を削り、「受給者家族、雇人、同居人」を「温泉使用者の家族、同居人、雇人」に、「対して」を「ついて」に、「責」を「責め」に改め、同条を第21条とする。

「第5章 違反処分」を「第5章 監督処分」に改める。

第4章中第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(開栓又は閉栓に係る手数料)

第19条 温泉止湯栓の開栓又は閉栓に係る手数料は1回につき2,000円とし、申請又は申込みの際に納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、申請又は申込みの後に納付することができる。

別表第2中「1 営業用」を「(1) 営業用」に、「

月額 40,000円
// 8,000円
// 67,000円
// 14,000円
// 30,000円

」を「

月額５６，０００円
月額１１，２００円
月額９３，８００円
月額１９，６００円
月額４２，０００円

」に、同表中「２ 公共用（公衆浴場）」を「(2) 公共用（公衆浴場）」に、「

月額 ３２，０００円

」を「

月額４４，８００円

」に改め、古町御所の湯の項を削り、同表注を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 各源泉（門前１・２・３・４号を除く。）における改良工事は、その都度全額を使用者数で按分^{あん}し、随時徴収する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和８年４月１日から施行する。
（那須塩原市市営温泉事業運営委員会条例の廃止）
- 那須塩原市市営温泉事業運営委員会条例（平成１７年那須塩原市条例第１７８号）は、廃止する。

議案 第54号

那須塩原市上、中塩原温泉管理事業条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市上、中塩原温泉管理事業条例の一部を改正する条例

那須塩原市上、中塩原温泉管理事業条例の一部を改正する条例（平成17年那須塩原市条例第177号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第14条」に、「第13条—第16条」を「第15条—第18条」に、「第17条—第23条」を「第19条—第25条」に、「検査及び違反処分（第24条—第27条）」を「雑則（第26条—第29条）」に改める。

第3条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 源泉 温泉の湧出する箇所をいう。

第4条第1項中「市長の諮問機関として」を削り、同条第2項から第5項までを次のように改める。

2 委員会は、市長の諮問に応じ上、中塩原温泉管理事業の管理及び運営に関する重要な次の事項について調査し、又は審議してその意見を答申するものとする。
この場合において、学問的及び技術的事項については、栃木県に調査協力を依頼することができる。

(1) 温泉供給許可の適否に関する事項

(2) 温泉利用者の条例違反の有無に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 3 委員会は、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

第4条に次の1項を加える。

- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第5条第1項中「区域」を「給湯区域」に、「借上げる」を「借り上げる」に改め、同条第3項中「により借上げた」を「の規定により借り上げた」に改める。

第6条中「による借上料」を「の規定により借り上げた源泉地に係る賃借料について」に改める。

第7条中「温泉」の次に「の種類」を加える。

第8条中「給湯を」を「給湯許可を」に、「関係書類を添えて」を「規則で定めるところにより」に改める。

第9条第1項中「により」を「に規定する」に改め、同項ただし書中「委員会」を「、委員会」に、「決定する」を「聴取の上、許可するかどうかを決定するものとする」に改め、同条第2項中「前項の規定により」を「市長は、前条に規定する」に、「も既存」を「、既存」に、「ないと認めたときでなければ許可しないものとする」を「あると認めるときは、許可しないことができる」に改め、同条第3項中「事由」を「理由」に改める。

第27条中「別に」を削り、同条を第29条とし、第24条から第26条までを2条ずつ繰り下げる。

「第6章 検査及び違反処分」を「第6章 雑則」に改める。

第5章中第23条を第25条とし、第22条を第24条とし、第21条を削り、第20条を第22条とし、同条の次に次の1項を加える。

（開栓又は閉栓に係る手数料）

第23条 温泉止湯栓の開栓又は閉栓に係る手数料は1回につき2,000円とし、申請又は申込みの際に納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、申請又は申込みの後に納付することができる。

第19条を第21条とする。

第18条第2項を次のように改め、同条を第20条とする。

- 2 温泉使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により2か月分を隔月に徴収する。この場合において、温泉使用者は、納入通知のあった月の末日までに納入しなければならない。

第17条を第19条とし、第4章中第16条を第18条とし、第13条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条の見出しを「（温泉の使用開始等の届出）」に改め、同条中「各号」の次に「のいずれかに」を加え、「市長に届け出て許可又は指示」を「あらかじめ市長に届け出て、その承認」に改め、同条第2号中「廃止、休止」を「廃止し、休止し、」に改め、同条第3号中「の変更、改修、増設」を「を変更し、改修し、増設し、」に改め、同条第6号中「第22条」を「第24条」に改め、第3章中同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（温泉配湯施設による温泉供給）

第14条 第7条の規定にかかわらず、源泉の供給量に余剰がある場合で市長が特に必要と認めたときは、温泉配湯施設による温泉供給を行うことができる。

- 2 前項の温泉供給の区域については、市長が定める。

- 3 第1項の温泉供給を受けようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- 4 温泉の供給料金（以下「料金」という。）は、1立方メートル当たり100円以上400円未満の範囲内で市長が定める。

- 5 料金は、当該供給を受けた者からその都度徴収するものとする。

- 6 第3項の規定により温泉供給の承認を受けた者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 温泉供給の承認を受けた目的以外で給湯を受けること。

(2) 温泉供給を受ける権利を譲渡し、又は転貸すること。

- 7 市長は、第3項の規定により承認した温泉供給について、当該承認を受けた者が次のいずれかに該当したときは、その供給を停止し、又は供給の承認を取り消すことができる。

(1) 料金を期限内に納入しないとき。

(2) 温泉を不正に利用したと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例に違反した行為があったとき。

8 前項の規定による温泉供給の停止若しくは承認の取消し又はやむを得ない事由によるその制限等により生じた損害に対しては、市はその責めを負わない。

第11条中「前条の許可を受けた」を削り、「売買し、又は貸与、譲渡若しくは」を「売買し、貸与し、譲渡し、又は」に改め、同条ただし書中「継承」を「承継」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「場合、若しくは」を「ときその他」に、「とき」を「ときは」に改め、同条第2項中「若しくは」を「又は」に、「責」を「責め」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(給湯許可の取消し)

第10条 市長は、温泉の使用許可を受けた者（以下「温泉使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 温泉の給湯施設を廃止したとき。

(2) 温泉の給湯施設を1年以上休業し、今後、再開の見込みがないとき。

別表第1中「第17条、第18条関係」を「第19条、第20条関係」に改め、同表家庭用の部1の項中「3, 000」を「4, 400」に改め、同部2の項中「10, 000」を「14, 200」に改め、同表営業用の部3の項中「21, 400」を「30, 360」に改め、同部4の項中「63, 000」を「88, 600」に改め、同部5の項中「104, 000」を「146, 000」に改め、同部6の項中「165, 000」を「231, 400」に改め、同部7の項中「205, 000」を「287, 400」に改め、同部8の項中「245, 000」を「343, 400」に改め、同部9の項中「284, 000」を「398, 000」に改め、同部10の項中「323, 000」を「452, 600」に改め、同部11の項中「362, 000」を「507, 200」に改め、同部12の項中「400, 000」を「560, 400」に改め、同表団体用の部13の項中「60, 000」を「84, 400」に改め、同部14の項中「250, 000」を「350, 400」に改める。

別表第2中「第17条、第18条関係」を「第19条、第20条関係」に改め、同表家庭用の部1の項中「3,000」を「4,400」に改め、同部2の項中「10,000」を「14,200」に改め、同表営業用の部3の項中「21,400」を「30,360」に改め、同部4の項中「63,000」を「88,600」に改め、同部5の項中「104,000」を「146,000」に改め、同部6の項中「165,000」を「231,400」に改め、同部7の項中「205,000」を「287,400」に改め、同部8の項中「245,000」を「343,400」に改め、同部9の項中「284,000」を「398,000」に改め、同部10の項中「323,000」を「452,600」に改め、同部11の項中「362,000」を「507,200」に改め、同部12の項中「400,000」を「560,400」に改める。

別表第3中「第18条関係」を「第20条関係」に改め、同表家庭用の部1の項中「6,000」を「6,200」に改め、同部2の項中「20,000」を「20,200」に改め、同表営業用の部3の項中「42,800」を「43,200」に改め、同部4の項中「126,000」を「126,400」に改め、同部5の項中「208,000」を「208,400」に改め、同部6の項中「330,000」を「330,400」に改め、同部7の項中「410,000」を「410,400」に改め、同部8の項中「490,000」を「490,400」に改め、同部9の項中「568,000」を「568,400」に改め、同部10の項中「646,000」を「646,400」に改め、同部11の項中「724,000」を「724,400」に改め、同部12の項中「800,000」を「800,400」に改める。

別表第4を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第20条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に納入義務が生じた温泉使用料について適用し、同日前に納入義務が生じた温泉使用料については、なお従前の例による。

議案 第55号

那須塩原市営住宅条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市営住宅条例の一部を改正する条例

那須塩原市営住宅条例（平成17年那須塩原市条例第196号）の一部を次のように改正する。

別表第1 稲村団地の項中「

準耐火造平屋建

中層耐火造3階建

」を「

中層耐火造3階建

」に改め、同表若松団地の項中「

木造平屋建

準耐火造平屋建

」を「

木造平屋建

」に改め、同表塩原中塩原住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第56号

那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

那須塩原市水道事業給水条例（平成17年那須塩原市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の規定により指定した者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第57号

那須塩原市下水道条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市下水道条例の一部を改正する条例

那須塩原市下水道条例（平成17年那須塩原市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体が条例で定めるところにより指定した者が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第58号

那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1, 435人」を「1, 185人」に改める。

別表第1中「

特定の職務のみを行う団員として市長が定める団員

」を「

機能別消防団員

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案 第 5 9 号

那須塩原市ホースガーデン条例の廃止について

上記議案を提出する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市ホースガーデン条例を廃止する条例

那須塩原市ホースガーデン条例（平成 2 7 年那須塩原市条例第 1 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案 第60号

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第 6 1 号

令和 7 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第 6 2 号

令和 7 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第63号

令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第64号

令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第65号

令和7年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第66号

令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）

令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第67号

令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第68号

財産の取得について

次の財産の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|---|
| 1 取得財産 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 数量 | 1 台 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 取得価格 | 25,047,000円 |
| 5 契約の相手方 | 茨城県古河市横山町二丁目9番2号
株式会社篠崎ポンプ機械製作所
代表取締役 篠崎 哲也 |

議案 第 6 9 号

令和 6 年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金 1 9 9, 4 4 8, 3 0 7 円の全額を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第70号

令和6年度那須塩原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和6年度那須塩原市下水道事業会計未処分利益剰余金448,003,116
円のうち、304,165,308円を減債積立金に積み立て、143,837,
808円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第
292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第1号

令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第2号

令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第3号

令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第4号

令和6年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第5号

令和6年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第6号

令和6年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第7号

令和6年度那須塩原市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度那須塩原市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第8号

令和6年度那須塩原市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度那須塩原市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第22号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第13号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月7日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

契約の変更について

令和6年9月那須塩原市議会定例会議において議会の議決を得て締結した大山小学校体育館改築工事契約について、契約金額を次のとおり変更する。

契約金額	変更前	594,000,000円
	変更後	594,858,000円

報告 第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月30日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和7年4月25日、那須塩原市阿波町地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 128,645円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は128,645円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。
市は、上記損害額を相手側車両の修理先等に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇

報告 第24号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第 1 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 2 1 日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和 7 年 6 月 1 5 日、那須塩原市鍋掛地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 1 4, 0 8 0 円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は 3 5, 2 0 0 円とし、過失割合は市側が 4 0 パーセント、相手側が 6 0 パーセントとする。
市は、市責任額 1 4, 0 8 0 円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 栃木県那須郡那須町〇〇
〇〇 〇〇

報告 第25号

使用料減免不承認処分に関する審査請求の却下について

使用料減免不承認処分に関する審査請求があり、次のとおり却下したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第4項の規定により報告する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|-----------|---|
| 1 審査請求人 | 住所
氏名 |
| 2 審査請求年月日 | 令和7年5月28日 |
| 3 処分庁 | 那須塩原市教育委員会 |
| 4 審査請求の趣旨 | 令和7年5月27日付けで那須塩原市教育委員会が行った黒磯公民館研修室使用料100円の減免不承認処分について、取消しを求めるもの |
| 5 却下の年月日 | 令和7年7月18日 |
| 6 却下の理由 | 処分庁が減免不承認処分を取り消し、使用料を免除したことにより、審査請求を行う法律上の利益は存在しなくなったため。 |

使用料減免不承認処分に関する審査請求の却下について

使用料減免不承認処分に関する審査請求があり、次のとおり却下したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第4項の規定により報告する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 審査請求人 | 住所
氏名 |
| 2 | 審査請求年月日 | 令和7年5月31日 |
| 3 | 処分庁 | 那須塩原市教育委員会 |
| 4 | 審査請求の趣旨 | 令和7年5月27日付けで那須塩原市教育委員会が行ったとようら公民館学習室、会議室及び活動室（多目的ホール）使用料450円の減免不承認処分について、取消しを求めるもの |
| 5 | 却下の年月日 | 令和7年7月18日 |
| 6 | 却下の理由 | 処分庁が減免不承認処分を取り消し、使用料を免除したことにより、審査請求を行う法律上の利益は存在しなくなったため。 |

報告 第27号

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 健全化判断比率

・実質赤字比率	－	（ 11.86% ）
・連結実質赤字比率	－	（ 16.86% ）
・実質公債費比率	3.2%	（ 25.0% ）
・将来負担比率	－	（ 350.0% ）

2 資金不足比率

・水道事業会計	－	（ 20.0% ）
・下水道事業会計	－	（ 20.0% ）
・温泉事業特別会計	－	（ 20.0% ）

3 監査委員の意見

別冊のとおり

※「－」は、当該数値について該当しないことを表す。

※（ ）内は、本市の令和6年度決算に適用される早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。

報告 第28号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和7年度教育委員会点検・評価報告書を別冊のとおり提出する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第29号

放棄した私債権の報告について

那須塩原市債権管理条例（令和2年那須塩原市条例第52号）第14条第1項の規定により、令和6年度那須塩原市一般会計における私債権を放棄したので、同条第2項の規定により別冊のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第30号

放棄した私債権等の報告について

那須塩原市債権管理条例（令和2年那須塩原市条例第52号）第14条第1項の規定により、令和6年度那須塩原市水道事業会計における私債権等を放棄したので、同条第2項の規定により別冊のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎